

令和4年5月11日

社会福祉法人 多治見清涼会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年5月11日～令和9年5月10日までの5年間
2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性職員の健康の確保について、職員に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

<対策>

- 産前産後休業や育児休業に関する社会保障制度、またその他子育てとの両立支援の制度をまとめた周知資料を作成し、職員全員に理解を深めていく。
- 相談担当窓口の選任を行い、役割の内容について検討する。

目標2：子供を育てる職員を対象に、始業・就業時刻の繰上げまたは繰り下げの制度の導入を実施

<対策>

- 現在の勤務体制の実施調査や管理職からのヒアリングによる調査をおこない問題点を把握する。
- 上記調査に基づき、今後の労務管理体制の運用についての改善点を提起する。
- 所定外労働の制限や短時間勤務制度について周知、啓発活動を継続的に進める。